

- 一三 衛生補助費の減額を認む
- 一四 一日一食の補助費を認め一日三食を補助することを認む
- 一五 婦科の補助費を無料にするを認む
- 一六 並護養一人に付金銀の補助費を支給することを認む
- 一七 工賃の減額を無料にするを認む
- 一八 葬儀費用の補助を認む
- 一九 葬儀の費用に八公府の額を認め支給するを認む
- 二〇 公費補助費に八日給を支給するを認む
- 二一 婦科補助費の減額を認め支給するを認む
- 二二 正谷縣職員補助費を認め其出賃を二割に減額支給するを認む
- 二三 並護養工に賃金を半額支給するを認む
- 二四 並護養内職手当金を半額支給するを認む
- 二五 葬儀費用に減額を認め支給するを認む
- 二六 葬儀費用に減額を認め支給するを認む
- 二七 葬儀費用に減額を認め支給するを認む
- 二八 葬儀費用に減額を認め支給するを認む
- 二九 葬儀費用に減額を認め支給するを認む
- 三〇 葬儀費用に減額を認め支給するを認む

一三、今回ノ爭議ニ就テ犠牲者ヲ出サザルコト  
 一四、年末賞與ヲ上半期賞與ヨリ減少セザルコト  
 以上

爭議經過

十一月十日 要求書提出ト同時ニ怠業狀態ニ移ル  
 會社ハ臨時休業ヲ宣告ス  
 十一月十一日 交替日休日  
 十一月十二日 會社ハ要求書ニ對シ回答ス  
 要求書第一ニ對シ  
 イ 會社ノ都合ニ依リ解雇スル者ニハ  
 勤続三ヶ月以上ノ者ニハ日給二十日分  
 別ニ豫告手當及内規手當ヲ支給スベシ  
 ロ 事業不振或ハ會社ノ合併等ニ際シ整理上一時ニ多數解雇  
 スル際ニハ